

対日占領政策立案過程における 「再教育・再方向付け政策」の成立

——「親日的不介入主義」との攻防に焦点を当てて——

土 屋 由 香

はじめに

アメリカ合衆国のジョージ・W・ブッシュ政権が2002年秋にイラク占領を準備していた際、半世紀以上前の対日占領政策をモデルとして利用していると発表して、国際世論を驚かせたことは記憶に新しい¹⁾。むしろこの荒唐無稽な計画には、日米双方の多くの知識人から一斉に非難の声が上がった。文化的・宗教的・歴史的・政治的背景のまったく異なる両国に同一モデルの占領政策を適用しようとするのはナンセンスであり、歴史の曲解もはなはだしいというのが彼らの共通見解であった²⁾。しかしそのような非難を受けた後でさえ、ブッシュ政権の要人たちはしばしば日本占領への言及を繰り返した。例えば、ラムズフェルド国防長官は2004年初めに「アメリカは、日本を7年がかりで作直した(remaking)時よりも速いスピードで、イラクを再建・改革しつつある」と述べている³⁾。

このような発言がいかに的外れであったかということは、その後のイラク情勢の展開を見れば明らかであるが、何故アメリカ政府高官が日本を「作り直した」という考えに執着したかという点は、熟考に値する。占領期のいわゆる「民主改革」が、アメリカ合衆国による西洋民主主義思想の日本への「輸出」などという単純な図式で説明できないことは言うまでもない。それは戦前

日本の民主主義思想の系譜，日本人自らの近代化への欲望，アメリカの戦略的意図等，様々な要因が複雑に絡み合いつつ進行したものであった。それにもかかわらず日本を「作り直した」というナイーブな歴史的記憶がアメリカ政府関係者の脳裏に刻まれたのは，戦争末期アメリカ政府による戦後計画の中で，あらゆるメディアを通して日本人を親米民主主義に思想誘導するという「再教育・再方向付け政策」(Re-education and Reorientation Policy)が立案されたことと無関係ではないだろう。

本稿は、「再教育・再方向付け政策」がアメリカ政府内部で提案される過程を，国務省の資料をもとに実証的に追跡する。それによってまず第一に，「再教育・再方向付け政策」がメディア改革・政治改革・教育改革の各分野を緩やかに覆う思想誘導政策であったことを明らかにする。そして第二に，「再教育・再方向付け政策」は異なる意見・立場の対立と妥協の末に成立したものであり，特に日本の西洋近代的要素を高く評価する親日的なグループと，日本を西洋とは異質の社会とみなし本質的变化を求めるグループとの対立を軸に展開したことに論及する。第三に，「再教育・再方向付け政策」は第二次世界大戦中に設立された戦争情報局 (OWI) のプロパガンダ政策の系譜を引き，戦後冷戦期の対外文化戦略へと継承されて行く，アメリカ政府の対外情報・文化政策の大きな流れの中に位置づけられることを指摘する。

原資料を用いた占領政策立案過程の実証的研究は，政治学分野における五百旗頭真 (1985) の先駆的研究のほか，1980～90年代にかけて教育史やマスメディア史でも厚い先行研究の蓄積を見た⁴⁾。また2002年にはそれまでほとんど着手されていなかった占領期の映画政策形成過程を扱った谷川建司の研究，2004年には，広範囲な原資料を細心の注意で読み解いた原秀成の日本国憲法制定過程に関する研究が出版された⁵⁾。本稿はこれらの先行研究を踏まえつつも，その多くが主として政治・法律・教育・マスメディア等の各分野における制度改革を「縦割り」で扱って来たのに対し，「再教育・再方向付け政策」がメディアや教育を通して政治・社会・文化に一定の方向付けを与えようとする分野横断的な政策であり，しかも独立した一政策として立案されていたこと

に着目する。既存の縦割り学問分野の枠組みに収まり切らないためか、「再教育・再方向付け政策」に関する研究はこれまで手薄であった。しかし、これが教育やメディアを通して日本の政治文化のあり方に影響を及ぼし、さらには占領者に「日本を作り直した」という自負を与えたとすれば、改めて検討に値する問題であると考ええる。

先ほど、「再教育・再方向付け政策」が親日的なグループと、日本社会の本質的な変化を求めるグループとの対立を軸に展開したと述べた。そもそも占領政策の原案は、国務省「知日派」と呼ばれる親日的グループによって起草されたが、その後日本に対してより厳しい態度を取る政府関係者によって、この親日派原案がある程度の譲歩を余儀なくされたことが、先行研究で明らかにされている⁶⁾。「知日派」の中でも特に重要な役割を果たしたのが、クラーク大学の国際関係論教授であったジョージ・ブレイクスリー (George H. Blakeslee) である。ブレイクスリーの思想については別稿で論じたのでここでは詳述しないが、彼の親日感情の根幹には、近代西洋的価値観を共有できる上層階級日本人に対する厚い信頼があった。したがって軍国主義者や極端なナショナリストを排除するとともに親米派日本人に活躍の場を与えてやりさえすれば、懲罰的な占領政策や徹底した「再教育」は必要ないというのが、彼の基本的態度であった⁷⁾。

しかし、このような友好的不介入主義とは異なる潮流がアメリカ政府内で誕生し、占領政策立案に大きな影響を及ぼすことになる。一つには、ドイツ占領政策における「非ナチ化」を日本人再教育にも応用しようとする動きである。ナチスの洗脳により集団的精神異常を起こしているドイツ人を再教育で正常に戻す必要を訴える議論が戦争末期に盛んになり、これが日本にも適用される。二つ目として、中国に同情的で日本に懲罰的措置を求める「親中国派」政策立案者たちの影響力があった。さらに三点目として、日本人・日本文化をオリエンタリズム (西洋から見て異質な一そして、しばしば「遅れた」一東洋へのまなざし) のフィルターを通して見ることにより、欧米とは異質で「封建的」な日本人を思想改造しようとする態度もあった。親日派が日本を近代国家として

自分たちに近い存在と見ていたのに対して、この立場の人々は日本の異質性・非西洋性を強調し、戦後世界に受け入れられるためには精神面における近代化が必要だと考えたのである。これらの動機が複雑に作用し合う中で「再教育・再方向付け政策」は形成されて行くことになる。

本稿では、親日的な不介入主義の立場と「再教育・再方向付け」論とが、対立・緊張関係を保ちながらも最終的には合流・融合して行った過程を説明する。そのような合流・融合が可能であった理由は、親日派は占領者が強制する「再教育」の必要性・有効性には懐疑的であったものの、日本人自らが「再教育」に取り組むことには異存が無かったことに由来する。親日派が信頼したのは欧米で教育を受けた（あるいは欧米の文化的影響を強く受けた）日本人であり、彼らがその他大勢の一般日本人を「再教育・再方向付け」する啓蒙的役割を果たすことを期待したのである。

実際に「再教育・再方向付け」に関する具体的施策は、占領軍による一方的な押し付けというよりは、占領者・被占領者の合同プロジェクトとして進化した。そこには日本側の復興への希求や近代化欲求、戦前からの親米意識、官僚主義的な上意下達システムなどが複雑に絡まり合っていた。「再教育・再方向付け政策」の具体的展開は本稿の射程範囲外であり別の機会に譲りたい。しかし、実際には「日米合同プロジェクト」として推進されたはずのこれらの政策が、占領者の記憶の中で、他国の文化・社会に介入し「作り変えた」経験として結晶して行ったことは、冒頭のラムズフェルド発言にも表出している。このような歴史的記憶の形成は、「再教育・再方向付け政策」が立案当初から、教育やマスメディアを「道具」として他国の文化・社会を「作り変える」という意図や願望を含んでいたことに関係するのではないだろうか。

以下、占領政策立案～占領開始初期までを三つの時期に分け、「再教育・再方向付け政策」がどのように発案され、親日的不介入主義といかなる緊張関係を保ちながら発展して行ったかを解明する。

第一期：1942年9月～1943年12月

国務省特別調査局（SR）およびその下に置かれた領土問題小委員会（TS）
において対日占領政策の原案が作成された時期

第二期：1944年1月～1944年12月

国務省戦後計画委員会（PWC）および国と地域委員会（CAC）におい
て占領政策が立案された時期

第三期：1944年12月～1946年1月

国務陸軍海軍調整委員会（SWNCC）と、その極東小委員会（SFE）におい
て占領政策の最終案が決定した時期

1. 第一期：1942年9月～1943年12月

この時期には、対日占領政策の最も基本的な原案が国務省の作業班において作成された。1942年の春に国務省は特別調査部（SR）を設け、9月にはブレイクスリーがSR極東グループに配属された。ブレイクスリーの他には、コロンビア大学の日本史学者ヒュー・ボートン（Hugh Borton）、グルー駐日大使の秘書を務めたロバート・フィアリー（Robert A. Fearey）、ブレイクスリーの元指導学生でクラーク大学から博士号を取得したばかりのキャサリン・バーティモ（Kathryn D. Bartimo）がこのグループに所属した。この中でブレイクスリーは他の3人に比して桁違いに豊富な知識と経験をもつ長老的存在であった⁸⁾。ボートンは戦前に宣教師および留学生として日本に滞在した経験をもつ親日派で、ブレイクスリーの片腕として働いた。しかし、彼の日本人観はブレイクスリーとは重要な点で異なっており、日本人が自ら社会改革を行う能力に対してブレイクスリーよりも懐疑的であった。この違いは、後に述べるように「再教育・再方向付け政策」の立案過程で重要な意味を持つことになる⁹⁾。

1943年1月になると国務省SRは経済研究局と政治研究局とに別れ、ブレイクスリーのグループは後者の中の「領土問題小委員会」（TS）に所属した。TSは枢軸国とその影響下にあった地域の戦後処理について幅広く議論したが、日

本に関しては占領政策の原案「T-357 a 日本との戦後協定に適用されうる一般原則」を起草した¹⁰⁾ T-357 a はブレイクスリーの親日的態度を反映して、戦後日本を「国際社会 (family of nations) の完全・平等な一員として」復帰させることを謳っていた¹¹⁾ しかし、この結論に至るまでには TS 内部で様々な議論が行われた。議事録によると、この早い段階で既に「メディア・コントロール」によって日本人を「再教育」すべきだという考えも浮上していたことがわかる。メディア・コントロールは日本占領を語る度に「いつも取り上げられる」話題だったが、ブレイクスリーは「このような提案を好まず」、「出版やラジオの政府統制からの自由を要求すること以上に多くを行おうとするのは無理」だと主張した¹²⁾ 結果的に T-357 a には「出版やラジオを通して民主主義諸国との知的交流を行う自由」を確立すべきことが謳われているが、出版やラジオが「再教育」や「再方向付け」の手段としては扱われていない。

TS 議事録からは、同じ「親日派」の中でも日本に対して異なる見解が存在したことも読み取れる。例えばブレイクスリーは日本に平和で民主的な政府を樹立する作業は「日本の穏健派の手に委ねられなければならない」、また「日本人が何をすべきかについて細かく指図することは避けなくてはならない」として、常に日本に対する不介入主義を貫いた。一方ポートンは、日本にある特定の政府形態を強制することは避けなくてはならないとしながらも、日本の政治的变化を促進するために何らかの「道徳的影響」「道徳的説論」を用いるべきだと主張した。ちなみに、1909 年から 1930 年までの 20 年間日本の米国領事館に勤務した親日派外交官ジョゼフ・バラントイン (Joseph W. Ballantine) も、ポートンと同意見であった。ポートンはさらに、「軍閥関係者に与えられてきた特権を廃止しない限り、我々は日本人をアメリカ人と同格に扱うわけには行かない」ことを日本人にはっきり告げるべきだとし、政治的変革をもたらすために「西洋思想の導入」が望ましいとした¹³⁾ 要するにポートンは、ブレイクスリーと同じ親日派でありながら、日本人の物の見方・考え方に積極的に影響を及ぼすことを主張した点でより介入的であり、「再教育・再方向付け」に近い立場であったことがわかる。このように親日派と呼ばれる人々も、思想誘導

の必要性については決して一枚岩ではなかった。

T-357 a 最終版が完成した後も、文書中の「周辺諸国への適切な敬意を伴う、日本の国際社会への最終的な復帰」という文言をめぐって議論が続いた。1943年12月17日に開催されたTSの最終会議において議長のアイゼア・ボウマン (Isaiah Bowman) は、そのような目標は「キプリングの一節を借りれば東洋を急かそうとする試み」のようなもので、「達成し難い」という考えを表明した。そして日本が国際社会に復帰するには「政府の改革」「権利の章典」「メディアの自由」「侵略的政治の廃止」の4点が達成されなくてはならないが、どれも短期間には達成できないだろうと悲観的見解を述べた。これを受けてポートンは、対日占領軍が日本人に対して「十分な印象を残すこと」、少なくとも「正しい方向へ発展のコース決めをすること」は出来るのではないかと提案した¹⁴⁾。ここでもまたポートンの思想誘導に対する積極姿勢は明らかである。一方ボウマンが思想誘導に消極的であった理由は、ブレイクスリーのように親米派日本人を信頼していたからではなく、逆に日本を異質で変革困難な東洋社会と見なしていた為であったことが読み取れる。「東洋を急かす」(hustle the East) という一節は、19世紀英国の詩人・小説家キプリングの小説 *The Naulahka: A Story of West and East* (1892) からの引用であり、米国コロラド州の田舎からインドにやってきた青年実業家が、西洋世界とは全く異なる常識・習慣に翻弄されるという文脈で用いられた表現である¹⁵⁾。ボウマンは、この小説の登場人物がインド人を急かしても無駄であったように、占領軍のアメリカ人が日本を変革しようとする試みは徒労に終わると言いたかったようだ。ボウマン発言にはアジアを、そしてアジアの一部である日本を、根本的に西洋近代的価値観とは相容れない社会とみなす、オリエンタリズムのまなごしがある。

第一期に表出した議論を、「再教育・再方向付け」に対する考え方を軸にまとめると、占領政策の原案を作った親日派の間にも様々な立場があり、ブレイクスリーの不介入主義から、ポートンやバランタインの「道徳的影響」による誘導論、そしてボウマンのような日本異質論が見られた。長老的存在であったブレイクスリーの発言力が何と言っても強かったことは、最終的に採択された

T-357 a の内容が不介入主義を反映していることから明らかであるが、それにしても「再教育・再方向付け」という語が政府内に普及した戦争末期より2年も早く、既にメディアを用いた思想誘導の是非が論じられていたことは注目に値する¹⁶⁾

2. 第二期：1944年1月～1944年12月

この時期は、国務省内に戦後計画を包括的に扱う戦後計画委員会（PWC）が設けられ、本格的な対日占領政策案が起草されるとともに、第一期に親日派が作成した原案が様々な挑戦を受けて妥協を余儀なくされる過程にあたる。

1944年1月15日、国務省は戦後計画の最高決定機関としてPWCを設立し、これ以後国務省上層部の積極的参加を伴う、より集中的な占領政策の検討が行われるようになる。ブレイクスリーとポートンは、PWCの下に9つの国と4つの地域に関して省内の部局横断的に設置された「国と地域に関する委員会」（CAC）の一つである、「部局間極東地域委員会」（IDACFE）に所属することになった¹⁷⁾ IDACFEは15～20人と、TSよりも人数が多く、したがって意見のばらつきも大きかった。この中においても議長のブレイクスリーは日本に関して不介入主義の極に位置していた。ポートンは先に見たようにブレイクスリーと必ずしも同一意見ではなかったが、日本を国際社会に復帰させるという点においてはブレイクスリーと歩調をそろえて、より懲罰的な意見に対抗した。

IDACFEで作成された政策文書はCACで検討され、ここで承認されればPWCに送られるという仕組みになっていた。CACで承認された政策文書、CAC-116「米国の対日戦後目的」は、ブレイクスリーの親日的態度を再び反映して、占領の究極的目標を次のように謳っていた。

米国の究極的目標は、友好的な日本を、完全で平等な国際社会のメンバーとして復帰させることであり、このことによって太平洋地域の平和と安全を促進することである¹⁸⁾

ところが、この文書がPWCに送られると、そこでは日本に対して寛大過ぎるという批判が相次いだ。國務長官コーデル・ハル（Cordell Hull）の命令により、米国の究極的目標を謳った上記の部分は全面的に削除された。懲罰的な意見と寛大な意見との妥協策として、PWCは三段階の占領方式を提案した（PWC-108 b「日本に関する米国の戦後目的」）。すなわち「厳しい統制」を行う第一期、「注意深い観察」の下に徐々に統制を緩める第二期、そして日本が「平和な国際社会で適切な責任を果たす」第三期である¹⁹⁾。ブレイクスリーらの主張した親日的な占領政策は、妥協を強いられながらも第三期の中に生き残ったのである。

このPWC-108 bは、「再教育・再方向付け」に関して初めて明示的な言及がなされた対日政策文書として重要である。上述の三段階占領方式の第二期、「注意深い観察」の下に統制を緩める時期において、PWC-108 bは占領軍が「新聞、ラジオ、映画、学校を通して民主的考えを奨励する」ことを求めていた²⁰⁾。実は、ここに至るまでに文書は二度の修正を経ていた。初稿ではこの部分は「新聞・ラジオを通じた、民主主義諸国との知的コミュニケーションの自由を確立すること」となっていた。したがってこの段階では、メディアは「民主的考え」を積極的に流布する手段ではなく、他国との情報流通手段となることが想定されていた²¹⁾。

ところが第二稿では「新聞・ラジオ・映画・学校を通して自由主義的な考えを宣伝すること」となり、メディアが積極的な思想宣伝の役割を担うことが明示された²²⁾。ここでは「考え」はもはや「自由」に交換するものではなく、占領軍により一方的に「宣伝」（propagation）されるものになっている。さらにそのような目的の為に利用されるメディアとして、「新聞・ラジオ」のほかに「映画・学校」が付け加えられた点も注目に値する。学校教育がメディア政策と緊密に結びついたものとして捉えられるとともに、映画による情報宣伝政策も示唆されているのである。最終稿では、前述のように「宣伝する」（propagation）が「奨励する」（encouragement）に、「自由主義的な」（liberal）が「民主的な」（democratic）に置き換えられている。「自由主義の宣伝」が「民

主義の奨励」に変わった分、あからさまなプロパガンダ色が少々薄められたようにも感じられるが、「新聞・ラジオ・映画・学校」がメディア・コントロールの舞台であることには変わらない。

PWC文書のこのような改訂作業がどのような議論に基づいて行われたのか、PWCの議事録からある程度読み取ることができる。ちょうど初稿（1944年3月14日）から第二稿（1944年4月17日）への改訂が行われた時期、1944年4月14日のPWC会議において、「何人かのメンバー」が「新聞・ラジオを通じた、民主主義諸国との知的コミュニケーションの自由を確立すること」という一節が「遠い将来にのみ達成できるような、実際的でない目標である」と指摘した。別のメンバーもこの原案は「非常に残忍な敵に対して寛大過ぎる態度を反映しているので修正すべき」だという考えを示した。ここでハル国務長官が、「イタリアとドイツに対して我々が立案した政策に対応するやり方で、日本の軍国主義グループを根こそぎにすることを強調すべきである」が、「日本の軍国精神は国民の伝統の中に根付いているという点において」ドイツやイタリアとは異なる扱いをしなくてはならないと述べた。また別のメンバーは、「日本の諸制度を徐々に再方向付けし、穏健派に主導権を握らせるという視点から」考えて、占領を早期に終結させることは得策ではないと主張した。この意見に対してバランタインが、「18ヶ月という想定占領期間は最低限の場合として提案されたものだ」と説明した²³⁾

以上の議事録から、初稿から第二稿への修正の意図・背景を推察するならば、1944年4月ごろ、日本を懲罰的に扱うべきだと考える国務省上層部（特に親中国派）から、プレイクスリーに代表されるような不介入主義への批判が噴出した。そのような議論の中から、メディアを活用した長期的で介入的な「再教育・再方向付け」政策の必要性が論じられるようになったと考えられる。特にハル国務長官の意見は、対ドイツ・イタリア占領政策の日本への応用を示唆しながらも、日本の「特異さ」を強調し、ドイツ・イタリアよりもさらに介入的な思想誘導でなければ「国民の伝統」の中に染み込んだ軍国主義を撲滅できないことを示唆している。このように、「再教育・再方向付け」政策の起源の

ひとつは、國務省上層部における懲罰的態度と、日本を「異質」な国と見るオリエンタリズム的視線であったことが推察される。

さらに、上に見たPWC-108bの「新聞、ラジオ、映画、学校を通して民主的考えを奨励する」という簡潔な一文は、PWC-152 (CAC-185)「軍国主義の廃絶と民主的手続きの強化」と題された一連の政策文書によって発展的に継承されて行った²⁴⁾この文書を起草したのはボートンであり、初版PWC-152は1944年5月1日に起草され、最終版のPWC-152bをPWCが承認したのは5月9日だった。PWC-152bは「悪法の廃止」「超国家主義の影響の排除」「民主主義の発達に有用な国内経済状態の創生」「自由主義的勢力の奨励」の4分野を占領軍の任務として挙げている。

この文書の重要性は、PWC-108bに見られたような介入主義的な思想誘導の考えと、親米日本人に任せるといふ親日派の考えの両方が、一つの政策文書の中に融合していることである。特に親日派の立場を代弁している部分は、「自由主義的勢力の奨励」について詳解した、次の部分である。

1931年以来厳しく弾圧・粛清されてきたものの、奨励すれば自由主義的運動の核となるような穏健な政治勢力がかなり多数存在している。このような政治勢力の構成要員は、例えば1920年代に政治の舞台で活躍し、天皇のアドバイザーの中にも含まれた、いわゆる「英米派」と呼ばれる人々、「大東亜共栄圏」よりも世界貿易に繁栄の基盤を求めめるビジネス・リーダーたち、賀川のようなキリスト教指導者、限られた数の、しかし勇気ある教育者・社会政治改革者等である²⁵⁾

ここには、親日派がどのような日本人に改革の担い手として期待を寄せていたかが明確に表れている。それは、ブレイクスリーやボートンが1920年代に親交を結んだ親米派の政治家・知識人・実業家、そしてキリスト教徒たちである。「再教育・再方向付け」は基本的にこれらの日本人に任せ、占領軍は直接手を下さないというのが、親日派の方針だった。

しかし PWC-152 b には同時に、より介入主義的な部分も含まれている。それは例えば、「民主的手続き」を強化するための具体策として挙げられた次の 7 項目である。

- 1) 連合国の目的に反しない限りにおける新聞・ラジオ・映画の自由。
- 2) 安全を脅かさない限りにおけるディスカッションの自由。
- 3) 自由主義的な教育に対する制限の排除。
- 4) 新聞・ラジオ・映画を通じた、民主主義社会における個人の自由についての説明。
- 5) 政党、労働組合、信用組合、消費組合、その他の民衆組織の奨励。
- 6) 議会や県議会の広範囲な利用。
- 7) 国民が偏見なしに将来の政府形態について意思表示できるようになる為、選挙に関する訓練と監視を行うこと²⁸⁾

これらの具体策の中で、1)～3) はそれ以前の日本に存在した「制限」を排除して「自由」をもたらすという意味合いが強いが、4)～7) は、「説明」(explanation)・「奨励」(encouragement)・「利用」(use)・「訓練」(preparation)・「監視」(supervision) という語からも明らかなように、占領軍がより積極的に手を下して変化をもたらそうとする、介入度の高い政策提言であった。しかし 1) と 2) でさえ、「連合軍の目的に反しない限り」「安全を脅かさない限り」という条件付きであるから、全体としてこの 7 項目の具体策は様々なメディア(組織・学校を含む)を通して日本人が受け取る情報の種類を、占領軍が積極的にコントロールして行こうとする姿勢が現れていると言っても良いだろう。このように見ると PWC-152 b は、親日的な政策立案者と介入主義的な政策立案者の両方の立場を反映した政策文書であり、両方の立場が「再教育・再方向付け」に向かって融合したことを示している。

1944 年 6 月には、さらにメディアに特化された一連の政策文書である PWC-288 (CAC-237) 「日本：占領：公的な情報と表現のメディア」が起草された。

この文書は上述の PWC-152 b に大きく依拠しながらも、「再教育・再方向付け」におけるメディアの役割をより明確に定義していた。

軍政部〔占領軍を指す。(筆者注)〕は、連合国の目的に反するような思想の流布のために新聞・ラジオ・映画・演劇が用いられるのを阻止し、これら公の表現のためのメディアを連合国の理想や目的に関する重要な情報や知識を伝えるために利用すべきである²⁷⁾

実はこの一節は初稿には含まれていなかったのだが、ベテラン外交官で有力な中国派のアジア専門家であるマクスウェル・ハミルトン (Maxwell M. Hamilton) がブレイクスリー宛に送ったメモが原因で、最終的に PWC-288 に挿入される運びとなった。当時國務長官特別補佐官だったハミルトンは、「我々が日本のナショナリズムのプロパガンダや、軍国主義礼賛等を禁止するであろうということを、冒頭から述べておかななくてはならない」し、また「公的な情報と表現のメディア (media of public information and expression) が、連合国 (the United Nations) が奉じる考えや問題関心を伝達する為に利用されるということについても、はっきりと述べておくべきである」と主張した。IDACFE はハミルトンの提言を検討した結果、上記の一節を PWC-288 b に挿入することを決めた。ここに来て日本のメディアは、明確に占領軍による情報普及マシーンとして位置づけられたのである。さらに、普及される情報の内容は、それまでの文書に書かれていたように曖昧な「自由」や「民主思想」ではなく、「連合国の考えと目的」と言い換えられたことも重要である。すなわち勝者の考えをメディアを通して普及させることが、ここに来て公然の方針になったのである²⁸⁾

PWC の会議では、ハーリー (恐らくは國務省経済局長の Bernard Francis Haley を指すと考えられる) が「出版の自由を維持しながら同時に危険思想を抑圧するなどということが、どうして可能なのか」と疑問を投げかけた。この疑問はまったく正当なものであった。谷川の先行研究でも指摘されているよう

に、一方でメディアの自由化と表現の自由を奨励しながら、他方で占領軍が「危険」と見なす情報を排除し、親米・親占領軍の情報を積極的に流布するという方法は、占領政策全体に内在した根本的な矛盾であった²⁹⁾

PWC-288 b はまた、占領軍による具体的なメディアの扱い方に言及した最初の政策文書でもあった。新聞については、反対勢力の暴力的妨害から占領軍が守ってやることによって「新聞社や記者が自由主義的な意見を表明することを奨励する」ことが定められた。ラジオは、最終的には民営化することを示唆しつつも「軍政府は既存の日本政府機関を通して、すべての放送施設を統制する」ことを勧めた。映画・演劇に関しては、「日本国民にリラクセーションを与えるために」禁止すべきではないと述べられ、さらに「注意深く選ばれた映画を、最初は娯楽目的で、後にはより重い (serious) 目的で、日本に導入すべきである」とした。これは、後に占領軍によって実行されることになる短編映画 (CIE 映画) による情報教育政策を最初に明示したのものとして注目に値する³⁰⁾

以上、第二期の動きを要約すれば、ハル国務長官やハミルトン国務長官特別顧問のような国務省上層部の有力者が、次第にメディアを用いた再教育に関心を高めて行った。ブレイクスリーのような親日派は相変わらず日本の親米勢力に任せれば良いという考え方だったが、親日派の中にも、ボートンのようにアメリカ合衆国がなんらかの道徳的手本を示して日本人を誘導すべきだと考える者も居て、一枚岩ではなかった。ただし国務省内部でも、メディア・コントロールに関する懐疑論が根強く存在した。上述の占領政策の矛盾に関するハーリーの指摘の他にも、外交官で国務長官特別顧問を務めたジョセフ・グリーン (Joseph Coy Green) が、「我々は、教育や情報メディアのコントロールを通して日本人やドイツ人の思想を大きく変革・発展させることが出来るという考えを慎まなくてはならない」と発言している³¹⁾ 様々な矛盾や疑問を抱えながらも、メディアを利用した「再教育・再方向付け」は次第に既成方針となり、新聞・ラジオ・映画・演劇等の各メディアをどう利用するかという点についても、具体策が盛り込まれるようになって行った。

3. 第三期：1944年12月～1946年1月

ドイツ降伏によって、アメリカ政府は最終的な戦後計画を国務省の枠を超えて関係各省間の調整を図りながら練り上げる段階にきた。特に政治部門と軍事部門とのすり合わせは重要であった。国務陸軍海軍調整委員会 (SWNCC) は、このような目的のために設立された戦後計画の最高決定機関であった。SWNCCが発足してから、「再教育・再方向付け」に関する文書 SWNCC-162 が最終的に確定した形でマッカーサーに送付される 1946年1月までの時期を第三期とする。この時期には、「再教育・再方向付け」の語が政府内外で使われるようになり、介入主義の影響がさらに強まったが、親日派の考えも消滅することなく「再教育・再方向付け政策」の中に融合して行った。

SWNCCは1944年12月に設立され、国務省・陸軍省・海軍省をそれぞれジェームズ・ダン (James C. Dunn)、ジョン・マックロイ (John J. McCloy)、アーテマス・ゲイツ (Artemus L. Gates) が代表した。各議案については、小委員会が構成された。SWNCCの発足当初はもっぱらヨーロッパの戦後処理に追われていたが、1945年2月になると極東小委員会 (SFE) が対日政策検討のために設立された。ブレイクスリーとボートンは SFE の起草実務組織である「ワーキング・グループ」で SWNCC 文書の起草に当たった。前節で見たような PWC や CAC の文書が、その下敷きとなった。ワーキング・グループが起草した文書を SFE 本会議で検討し、SWNCC 事務局に送付するという手順が取られた。また SWNCC は最終的な結論に至るまでに必ず統合参謀本部の意見を求めることになっていた³²⁾

ちょうど SWNCC が発足したのと同じ頃、対日強硬派のハル国務長官が引退し、より穏健なステティニアス長官 (Edward R. Stetinius, Jr.) がその跡を継いだ。さらに親日派の外交官ジョゼフ・グルー (Joseph Grew) が国務次官に就任したことが、親日派グループの影響を大幅に増大させた。ステティニアスは元々外交の専門家ではなかったことから、グルーが事実上の国務長官のような役割を果たしたからである。グルーは国務省の重要なポストに親日的な人材

を配置した。例えば極東局長にバラントイン、SFE 議長にユージン・ドゥーマン (Eugene Dooman)、SFE の「ワーキング・グループ」にブレイクスリーとボートン、という具合である。この結果、国務省内には上層部から下部組織に至るまで、親日的な政策立案者たちの通信経路が出来上がった³³⁾

むろん、国務省内には日本に対してより厳しく介入的な態度を取る政策立案者も多数居たが、なかでも広報担当国務次官補のアーチボルト・マクリーシュ (Archibald MacLeish) は、ドイツと日本に対する再教育の必要性を主張し、親日派を寛大過ぎると批判した。マクリーシュは 1930 年代のカルチュラル・フロント運動 (文学や芸術を通して社会改革を目指す左翼文化運動) に参加した詩人だった。彼はフランクリン・ローズベルト大統領の友人でもあり、ニューディール政策の支持者であった。1942 年に戦時プロパガンダを担当する戦時情報局 (OWI) が設立された時、多くのニューディール文化人たちがそこに職を得て積極的な戦争協力を行ったが、マクリーシュもその一人だった。OWI は国内的には戦争を自由世界と奴隷世界との死闘として描くことによって国民の戦意高揚を図り、対外的にはアメリカが自由と民主主義の国であることを宣伝して支持を取り付けようとした。マクリーシュは、OWI で蓄積された情報戦の知識と経験を戦後にも応用すべきだと考えた。「我々アメリカ人には、敵を占領し、監視し、食料を与え、罰するだけではなく、彼らを改心させ、説得するという責務を負っているのだ」と述べて、マクリーシュは「再教育・再方向付け」の重要性を説いたのだった³⁴⁾

民主主義的社会を目指すニューディール・リベラルの高邁な理想は、国内的には反人種差別運動やマイノリティ保護など、多様性を認める社会を志向したが、対外的には民主主義を「輸出する」という介入主義に転じ易い傾向を持っていた。ニューディール文化人の OWI での活躍は、このことを如実に示している。だからこそマクリーシュのような国内政治の文脈におけるリベラル派が対外強硬策を主張し、グルーのような保守的な外交官がより穏健な外交政策を支持するという図式が成立したのである。このことは、介入主義の度合いが単に「中国派」「日本派」といった色分けのみによって決まるのではなく、より

深い政治的志向に発するものであったことを示唆しているのではないだろうか。マクリーシュの存在はまた、「再教育・再方向付け政策」が占領政策立案過程で忽然と現れたものではなく、OWIにおける情報宣伝政策の系譜を引いていたことも示すが、この点については後にもう一度触れる。

ともあれ親日派の政策立案者たちは、SWNCCにおいても日本を国際社会に復帰させるという方針を守り通した。PWC-108 b に定められた三段階の占領政策が、SWNCC-150「合衆国の初期の対日方針」と題する、占領政策の根幹となる政策文書の原型となったのである。1945年9月6日にトルーマン大統領が承認した最終版、SWNCC-150/4では、占領目的は次のように説明された。

- (a) 日本が再び合衆国や世界の平和と安全に対する脅威にならないことを保障すること。
- (b) 最終的には、他国の権利を尊重し、国連憲章の理想と原則に謳われている合衆国の目標を支持するような、平和で責任ある政府を樹立する。合衆国はこの政府が民主的な自治の原則に出来るだけ合致することを望むが、日本国民が自由に表明する意思によって支持されないようななどのような形態の政府をも、連合国は日本に強制する責任はない³⁵⁾。

このようにSWNCC-150/4は親日派の不介入主義の原則を反映したものであったが、同時にマクリーシュのような介入主義を反映した部分も含まれていた。すなわち上記の占領目的を達成するための具体策として、占領軍は日本人の「個人の自由と民主的プロセスに対する欲求」を奨励するべきであるとされ、「日本人は、合衆国やその他の民主主義国の歴史・制度・文化・業績に親しむ機会を与えられ、またそれを奨励される」ことが盛り込まれていたのである。以上のことから、SWNCCが到達した最終的な占領政策案には、親日派の不介入主義と、介入派の「再教育・再方向付け論」との両方の要素が含まれていた

ことがわかる。

しかしながら、終戦と同時に国務省内での親日派の相対的影響力は低下し始めていた。国務長官はステティニアスからバーンズ (James F. Byrnes) に交代し、ステティニアスの下で実質的な権力を握っていた親日派のグルーは失意のうちに8月16日に引退する。またSFE議長の家も親日派のドゥーマンから対日強硬派で知られるヴィンセント (John C. Vincent) に交代した。このような中で不介入主義は後退し、「再教育・再方向付け」論が優勢となって行ったのである。このことは、占領政策の基本方針を示したSWNCC-150/4が完成した後、次々と起草されて行った、より具体的な政策文書にも反映された。

例えばSFE-118 (後にSWNCCの承認を経てSWNCC-91となる)「日本における公の情報と表現のメディアのコントロール」と題する文書では、再教育への言及がより明示的になった。この文書は22ページにわたって、日本のマスメディア史、占領軍によるメディア・コントロールの「短期的」および「長期的」目標、そして新聞・ラジオ・出版物・映画・演劇の各メディアを具体的にどうコントロールするかという方策を述べている。例えば映画については次のようなものである。

軍政府は、承認を受けた外国製・日本製の娯楽映画、また軍政府の目的に役立つドキュメンタリー映画、さらに国内外のニュースを伝えるニュースリールを供給・配布・上映する用意を、当初から整えておくべきである³⁶⁾

そしてSFE-118は最後に、「占領軍の情報部門によって普及される材料 [記事・放送番組・映画などの具体的内容をさす (筆者注)。]」を作成する際に積極的に取り上げるべき、6項目の「情報テーマ」を列挙して文書を締めくくっている。それらは以下の通りであった。

1. 軍政府への服従 (compliance)
2. 軍国主義と過激なナショナリズムが日本を破滅に導いたこと

3. 再方向付けに必要な日本側の基礎
4. 国連
5. アメリカ合衆国
6. 世界的組織³⁷⁾

SFE-118はSWNCCの承認を経てSWNCC-91となった後、1946年1月27日には「占領軍宛のその他の関係各指令によって、既に情報・表現メディアの分野は十分にカバーされているため」という理由でSWNCCの議題から削除された。しかし、だからといってこの文書が実際の占領政策に影響力を持たなかったわけではない。何故なら、SFE-118の段階で既に文書は最高司令官マッカーサーのもとに送付され、占領政策履行に利用されていたからである³⁸⁾

さらに重要なのがSWNCC-162「日本人の再方向付け」シリーズであった。「再教育・再方向付け」という言葉が正式にアメリカ政府の用語として確立したのは、このSWNCC-162の起草過程においてだった³⁹⁾この政策文書の初稿であるSWNCC-162/D「日本人の再方向付けのための積極的政策」は終戦1ヶ月前の1945年7月19日、SWNCC海軍省代表委員アーテマス・ゲイツによって提案された。文書番号末尾のDは、この文書が下部委員会へのdirective（指令）であることを示す。この場合にはSWNCCがSFEに対し、この文書をもとに「再方向付け」について検討するよう指示したことになる⁴⁰⁾

SWNCC-162/Dはまず、「再教育・再方向付け政策」を「日本人のイデオロギーや精神的態度に変化をもたらす」ことによって、「平和で民主的な日本の発達を促す」と定義し、そのような政策の必要性をSFEで検討するよう指示した。次に「問題となる事実」としてゲイツは二つのことを挙げている。その一つは、これまで政治・教育・労働・メディア等の各分野に関するSWNCC文書が起草されてきたが、「再教育・再方向付けの問題を包括的に、しかも上記の各側面にわたってカバーする政策文書は存在しない」こと。そしてもう一つが、「再教育・再方向付けについての積極的・包括的なプログラムを作成しなかったことが、イタリア占領における現在の混乱の元凶であり、

またドイツ占領政策が厳しく批判されている理由である」という分析だった。そして結論として、「あらゆるメディアと伝達経路を利用して、他のすべての占領軍の活動に組み込まれるような形で」再教育・再方向付けのプログラムを実施することを勧めていた。

ここには「再教育・再方向付け政策」の特徴が端的に表れている。即ち、それはメディアを用いた思想誘導を趣旨とし、政治・教育・労働・メディア等の各分野における個別の政策をすべて横断的に覆い、それらの個別的政策の具体的実施の中に組み込まれるものであった。また、SWNCC-162/Dに含まれる「討議」(Discussion)とタイトルの付けられた部分では、「再教育・再方向付け政策」を必要とする背景としての日本像が示されている。例えば、ほとんどの日本人が「封建的概念、世界の支配者をめざす宗教的使命感、極端な人種意識、外国コンプレックス…同時に外国の業績・学問に対する絶大なあこがれ」などの「精神構造を共有している」ので、「個々の日本人のイデオロギーや思考様式に変化をもたらす」ことが必要だとする。しかし、「民主主義とフェアプレイの基本原則に順応した、新しい精神態度」を養うためには、日本文化を「作り直す」(re-cast)よりも、むしろ既にあるものを有効利用することが有効である。例えば「日本人の文化的コンプレックス」や「家庭や家族生活に関する古い倫理基準」は、再教育政策に大いに利用できる。以上のようにSWNCC-162/Dにおいても、TSにおけるボウマン発言やPWCにおけるハル発言などに見られたのと同じく、日本を本質的に西洋とは異質な社会と捉えるオリエンタリズムが含まれていた。「再教育・再方向付け」の動機の少なくとも一部は、このようなオリエンタリズムに基づく介入主義であったと言えるだろう⁴⁾

SWNCCからの依頼を受けてSFEは早速SWNCC-162/Dの検討を始めた。(文書にはSFE-116という番号が付けられた。)8月4日のSFE第31回会議では、陸軍省代表委員のロバーツ准将が、この文書の重要性を鑑みて優先的に取り扱うべきだと提案し、海軍省代表委員のサビン大佐は、海軍省においてSWNCC-162/Dの具体的実施方法を定める文書を作成中であると告げた。ブレイクスリーは、国務省においてもSWNCC-162/Dに関するレポートが数日中

に完成する見込みであると述べた。SFEは、今後SWNCC-162/Dを討議する場合には外部からも専門家を招くことを承認した⁴²⁾

ところが、SFEがSWNCC-162/Dの内容を検討している最中に終戦を迎えたことにより、事情は少し変わってくる。8月21日の第35回SFE会議でブレイクスリーは、占領政策の基本路線を定めたSWNCC-150や、教育に関する占領政策が確定してからSWNCC-162/Dに関する結論を出すべきだという国務省IDACFEの見解を伝えた。「再教育・再方向付け政策」が教育・行政等の諸分野と不可分の関係であったことを改めて想起させられる⁴³⁾これを受けて、SFEは改めて占領政策の基本路線（SWNCC-150/3）に沿った「日本人の再方向付け」に関するレポートを作成することにした。8月29日のSFE会議では、議長のスーマンがレポート起草のために「卓越した教育者や宣教師など」の外部者も招聘すべきだと述べた⁴⁴⁾さらに8月31日のSWNCC第22回会議でも、スーマンは、レポート作成を「日本について中途半端な知識しか持たない者に任せる」のではなく、「政府内外から最も適格な専門的意見を集める」必要があるとして、外部専門家を招聘するための追加予算を求めた⁴⁵⁾この結果9月7日、「日本人の再方向付けのための特別委員会」が組織された。委員長はボートンが務め、国務省を代表してもう一人、文化協力課（CU）のゴードン・ボウルズ（Gordon Bowles）が参加した。陸軍省からはバトルズ中佐（Lt. Col. Buttles）とビーズリー少佐（Major Beardsley）、海軍省からはハケット少佐（Lt. Comdr. Hackett）とシェパード大尉（Lt. Shepard）がそれぞれ参加して、コア・メンバーは合計6名となったが、それ以外に外部専門家を適宜招聘することが決められた⁴⁶⁾

国務省文化協力課のボウルズは「日本人の再方向付けのための特別委員会」のメンバーに抜擢される前、ドイツの再教育政策立案に携わっていた。ドイツ降伏の直後、マクリース国務次官補は「ドイツ人の再方向付けのための特別委員会」を立ち上げ、ボウルズはドイツ再教育政策の経験を後に日本に応用すべく、この特別委員会に送り込まれたのだった。彼は文化人類学者で、その卓越した日本語と日本に関する知識を買われて国務省入りした。1904年、日本

で宣教活動を行っていたクエーカー教宣教師の家庭に生まれ、高等学校までの教育を日本で受け、1925年～27年には再来日して東京の第一高等学校で英語教師を務めた知日派のボウルズではあったが、ブレイクスリーのような不介入主義とは対照的に「再教育・再方向付け政策」立案の中枢となった⁴⁷⁾

さらに10月には国務省からもう一人、国際情報文化部（OIC）のジョージ・E・テイラー（George E. Taylor）が特別委員会に参加することになった。テイラーは戦時中OWIでマクリーシュの同僚であり、対極東プロパガンダを担当していた。終戦でOWIは廃止されたが、その任務（および同じく終戦と同時に廃止されたOffice of Inter-American Affairsの任務）を引き継ぐため、1945年8月31日に国務省内に設置されたのがOICであった⁴⁸⁾1945年10月11日、ボートンが国務省・国際情報サービス局長のフェルディナンド・クーン（Ferdinand Kuhn, Jr.）宛に、OICの代表を特別委員会に派遣するよう要請し、この結果選ばれたのがテイラーであった⁴⁹⁾OICは後に改組されて合衆国情報庁（USIA）へと発展し、冷戦期アメリカ合衆国の文化外交を担うことになる。「再教育・再方向付け政策」が単なる占領期の一時的な施策にとどまらず、戦前のOWIのプロパガンダ政策に緒を發し、戦後冷戦期の文化外交へと発展して行くアメリカ合衆国のグローバルな情報戦略の流れの中に位置づけられるものであったことを暗示する、重要な事例である。

省外専門家の意見を求めるという方針に従って、「日本人の再方向付けのための特別委員会」は1945年の秋、多くの「日本の教育・宗教・心理に関する権威」のアドバイスを仰ぎ、12月26日に報告書SFE-116/4「日本人の再方向付け」を完成させた。アドバイスを受けた専門家のリストには、日本研究者のA・ライシャワー（August K. Reischauer）、日本YMCAの書記長を務めたラッセル・ダーギン（Russell Durgin）、フルブライト上院議員（William J. Fulbright）をはじめとする十数名が名を連ねている⁵⁰⁾ダーギンは、占領軍スタッフとして来日することが既に内定しており、特別委員会の審議内容が直接占領行政に生かされることを意図しての招聘であった⁵¹⁾また、上下院議員が多数含まれていたが、これは議会に対する影響力を獲得するためであった⁵²⁾

この特別委員会報告書は、最終的な対日「再教育・再方向付け政策」の原型となり、実際に占領下における「情報教育政策」のあり方を規定したという点において、非常に重要である。報告書は結論として「日本が国際的な安全に対する脅威ではなくなり、国際社会の有益な一員となることをもたらすような、日本人の再教育・再方向付けに関する長期的プログラムを実行することが…望ましい」としている。そして、そのような「再教育・再方向付け」政策は「可能な限りあらゆるメディアと伝達経路を動員し」、「緊急性のある課題として、資金・物資・施設の面であらゆる優先権を与えられるべきである」こと、そしてこれは長期的なプログラムであることに鑑みて「国務省の管轄責任とするのが適切である」と定められた⁵⁹⁾

報告書はさらに4ページにわたって、以下に挙げるような12項目の「議論」(Discussion)を展開している(筆者による要約)。12項目の内容はSWNCC-162/2の根幹部分となり、1946年1月8日付でマッカーサーに送付され、その後の占領軍・民間情報教育局(CIE)の活動の指針となる。12項目のうち1, 2, 3, 7, はゲイツが提案したSWNCC-162/Dを引き継ぐ内容であり、そこでは日本社会の異質性と根底的変革の必要性が強調されている。逆に4, 9は親日派の考えを反映して、親米的日本人に対する信頼や日本の経済復興が唱えられている。ここでも、終戦後優勢となった「再教育・再方向付け論」と親日派の考えとが必ずしも矛盾するものではなく、ひとつの政策の下に融合できるものであったことが明らかである。親日派は日本人の中でも西洋文化に親しんだ知識階層が日本の近代化と親米化を牽引して行くことを期待した。このため4番目の項目にあるように占領軍に協力的な日本人を「探し出し」、彼らを支援するという方針は、「再教育・再方向付け」と矛盾するどころか、その中に整合的に組み込まれることが可能だったのである。

- 1) ほとんどの日本人は、封建的概念、日本人が世界の支配者となるべき優越した資質を持っているという信念、極端な人種意識、外国コンプレックスなどの、精神態度を共有している。

- 2) これらのイデオロギーや思考様式を変革しなくては占領の究極的目標を達成することはできない。
- 3) 日本の文化的概念をすべて作り変えることは必要でなく、民主主義やフェアプレイの原則に従うような新たな精神態度を創造するために、それらを利用することが重要である。
- 4) 占領軍は「占領の究極的目標を受容し援助し」たり、「合衆国の利益を促進」したりするような日本人を探し出す (seek out) べきである。占領軍はそういった日本人が「これらの目的を達成できるようなポジションに置かれるように」配慮し、彼らに「アドバイスと指導と援助を与え」なくてはならない。
- 5) 再教育はフォーマルな教育と教育制度に限られるのではなく、国民全般に対して実施されるべきである。「影響力をもつ日本人指導者、そして本・教科書・定期刊行物・映画・ラジオ・講演・ディスカッショングループ・学校を含むメディア」等、「利用可能なあらゆるチャンネル」を通して「日本人の精神に届かせる」ことが必要である。
- 6) 合衆国の政策は日本人が「国民一人一人が政治的責任感を発達させること」を奨励しなくてはならない。
- 7) 日本人は教育を尊重するとともに「権威に対して従順」な習性を持つので、再方向付けのもっとも有効な方法は「日本以外の世界に関する情報を与える」ことである。
- 8) 他のソースからの情報を遮断するよりも、「合衆国の目的と理想」を日本人に理解させるような情報を積極的に提供するべきである。
- 9) 再方向付けが成功するためには「普通の日本人の経済状態が徐々に向上すること」が必要である。
- 10) 「合衆国が退いた後にも日本人自身によって再教育プログラムが継続される為」に、日本人自身が再教育のプロセスに積極的に参加することを奨励すべきである。
- 11) 他の占領政策と異なり「情報・教育・宗教は場合によっては何十年も

対日占領政策立案過程における「再教育・再方向付け政策」の成立

かかるような長期的問題」である。しかし、これらの分野における「再方向付けの基礎」は今築いておかなくてはならない。

12) 連合軍最高司令官 (SCAP) によって再方向付け政策は既に着手されているが、長期的な再方向付けの責任は究極的には国務省に存する⁵⁴⁾

この SFE-116/4 においてはじめて、再教育が優先順位の高い、長期的な、そして国務省主導の政策であることが明記された。ただし、国務省がどのような役割を果たすべきかについてはその後も SFE の中で議論が続き、文化関係担当国務次官のウィリアム・ベントン (William Benton) は、国務省が「日本人の再方向付け」にどう関与すべきかを SWNCC が明確に規定することを要望した。結論としては、具体的な再教育プログラムは「連合軍最高司令部 (SCAP) によって実施され、また適宜 SCAP との協議によって合衆国国務省によって実施される」という合意に至った。しかし、SFE-116 シリーズの最終版 (SFE-116/6) においても上記 12) の文言に変更はなく、やはり「究極的には国務省」に責任があることが明記されていた。このことは、「再教育・再方向付け政策」の実施主体が国務省なのか、それとも実際に占領行政に当たっていた占領軍なのか、最終的に曖昧さが残されていた事実を示すとともに、国務省が「再教育・再方向付け」に関する権限をあくまでも保留し、占領末期に再び主導権を握る伏線にもつながって行く⁵⁵⁾

結 び

以上、アメリカ合衆国政府による戦後計画を3つの時期に分けて「再教育・再方向付け政策」の成立過程を実証的に論じてきた。「再教育・再方向付け政策」は、メディアや教育を通して日本を親米的近代国家へ導こうとする思想誘導策であった。その立案過程において、日本の西洋近代的要素を高く評価する親日派と、日本を西洋とは異質の社会と見なし、あるいは日本に対して根本的変革を求める再教育派とが、緊張関係を保ちつつ最終的には SWNCC-162 と

いう政策の中に融合した。

「再教育・再方向付け政策」は戦後計画が検討され始めた1943年、国務省・領土問題小委員会の議論の中で既にその萌芽が見られたが、集中して審議されるようになったのは終戦前後の時期であった。しかし、「再教育・再方向付け政策」の立案に重要な役割を果たしたマクリーシュやテイラーが戦中のOWI出身であったことからわかるように、「再教育・再方向付け政策」は戦時中のプロパガンダ政策からの連続性をもつものだった。さらに、「再教育・再方向付け政策」が最終的には国務省の任務と位置づけられ、占領終了後も続けられるべき長期的プロセスと考えられた点において、戦後冷戦期の文化外交・文化戦略へと継承されて行く側面もあった。したがって占領政策における「再教育・再方向付け政策」は、アメリカ対外文化政策の戦前と戦後をつなぐ楔のようなものであったと見ることもできる。

あらゆるメディアや教育媒体を利用して他国民の「再教育・再方向付け」を行うという政策が、政府内外の専門家や政治家を巻き込んで大々的に論じられたという事実は、その後のアメリカ合衆国の対外文化情報政策のあり方を規定した。「我々は日本を作り変えた」というアメリカ政府関係者の思い込みは、実際に他国を「作り変えた」かどうかよりも、作り変えることをトップレベルの政策立案者たちが真剣に論じたという記憶が、今日に至るまでアメリカ政府の神話となって沈殿してきたためではないだろうか。

注

1) David E. Sanger and Eric Schmitt, “Threats and Responses : A Plan for Iraq ; U. S. Has a Plan To Occupy Iraq, Officials Report,” *The New York Times*, 11 October 2002, late edition – final.

以下、英語文献からの引用の日本語訳は、別途ことわりの無い限り筆者による。

2) 例えば、27名の日米の占領政策研究者が東京でプレス・カンファレンスを開催し、「この無謀で利己主義的な歴史の曲解に抗議する」趣旨の声明を発表した。A press conference manuscript signed by twenty-seven scholars, cited in Mark Selden, “Comparing the Occupation

対日占領政策立案過程における「再教育・再方向付け政策」の成立

- of Japan with Today's Iraq," H-ASIA (internet), 27 January 2003. 歴史学者のジョン・ダワーはラジオ番組や新聞の署名記事欄において、イラクと日本の相違点を数多く挙げ、日本占領がイラク政策のモデルになり得ないことを強調した。John W. Dower, "Lessons From Japan About War's Aftermath," *The New York Times*, 27 October 2002, late edition – final; Neal Conan, Anchor, "US Occupation of Iraq Following a Possible War," *Talk of the Nation*, National Public Radio, 14 October, 2002. (Manuscript available through Lexis Nexis Academic Universe.)
- 3) Richard Halloran, "Comparison Underscores Stark Contrasts," *The Japan Times*, 11 January 2004.
 - 4) 五百旗頭真『米国の対日占領政策』(上・下) (中央公論社, 1985年); 教育史では例えば久保義三「占領と教育改革」中村政則編『近代日本の軌跡6・占領と戦後改革』(吉川弘文館, 1994年), 久保義三『久保義三教育学著作集第3巻 対日占領政策と戦後教育改革』(エムティ出版, 1995年), 鈴木英一「戦後教育と占領政策—論点と研究案内」『季刊教育法』48 (1983年), 鈴木英一『日本占領と教育改革』(勁草書房, 1983年), 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』(風間書房, 1983年); マスメディア史では山本武利『占領期メディア分析』(法政大学出版局, 1996年), 有山輝雄『占領期メディア史研究』(柏書房, 1996年)等が挙げられる。
 - 5) 谷川建司『アメリカ映画と占領政策』(京都大学学術出版会, 2002年); 原秀成『日本国憲法制定の系譜Ⅰ—戦争終結まで』(日本評論社, 2004年)。
 - 6) 五百旗頭(上・下)。
 - 7) ブレイクスリーはマサチューセッツ州クラーク大学の国際関係論と歴史学の教授で、バリ講和会議におけるアドバイザー、リットン調査団顧問などを経て1942年に対日占領政策立案のために国務省入りした。ブレイクスリーの経歴と思想背景について詳しくは、拙稿「1910年代アメリカ合衆国における『人種開発論』と日米友好—1920年代～冷戦初期までの長期的影響—」『国際比較研究』3 (2007年3月)を参照。
 - 8) 五百旗頭(上), 182-183。
 - 9) ボートンは1903年、敬虔なクエーカー教徒の家庭に生まれ、1928～31年には宣教師として妻とともに滞日した。その間彼は新渡戸稲造、高木八尺、前田多門ら日本の親米派・キリスト教徒と親交を深め、ブレイクスリー同様、この層の日本人に対して厚い信頼を寄せるようになる。1932年、帰国したボートンはコロンビア大学大学院に入り、オランダのライデン大学(2年間)と東京帝国大学(1年間)に留学して、ライデン大学から日本史の博士号を授与された。1937年からコロンビア大学で日本史を教えたが、著書『1931年以来的日本』(1940年出版)がワシントンの政策関係者らの注目を引き、1941年秋にはブ

レイクスリーが指導的役割を果たしていたニューヨークの民間研究所「外交関係協議会」に招かれた。日米開戦直後、彼のもとには様々な方面から講演や執筆の依頼が殺到した。1942年6月から短期間、彼はヴァージニア州シャーロットビルに設立された陸軍軍政学校（School of Military Government: SMG）で日本について講義した後、同年10月、日本専門家として国務省入りした。五百旗頭（上）、192-201。

- 10) 政策文書名の日本語訳は基本的には原に準拠し、原が翻訳していないものについては筆者が日本語訳した。
- 11) T-357 a, “General Principles Applicable to the Post-war Settlement with Japan [Revision],” 29 September 1943, box 64, RG 59, the National Archives and Records Administration (NARA), College Park, Maryland. TS の会議には「極東グループ」からは最年少のバーティモを除くブレイクスリー、ポートン、フィアリーの三人が参加した。TS 議長はアイゼア・ボウマン (Isaiah Bowman) が務め、他にハミルトン・フィッシュ・アームストロング (Hamilton Fish Armstrong), アドルフ・A・パール (Adolf A. Berle), アン・オヘア・マコーミック (Anne O’Hare McCormick), レオ・パスヴォルスキー (Leo Pasvolksy), ジョセフ・バラントイン (Joseph Ballantine), H・メレル・ベニンホフ (H. Merrell Benninghoff), キャヴェンディッシュ・W・キャノン (Cavendish W. Cannon), アルジャー・ヒス (Alger Hiss), M・M・ナイト (M. M. Knight), アーミー・ヴァンデンボッシュ (Army Vandenbosch), フランク・S・ウィリアムズ (Frank S. Williams), フィリップ・E・モズリー (Philip E. Mosely), C・E・ブラック (C. E. Black) が参加していた。このうち後に対日占領政策立案に特に重要な役割を果たしたのはボウマン、パスヴォルスキー、バラントインであった。ボウマンはアメリカ地理学会の重鎮でジョンズ・ホプキンス大学の学長も務め、ニューヨークの外交関係協議会を経て国務省入りする。TS の議長を務めた後、戦後計画委員会でも活躍するが、彼の地理学の知識は日本よりも欧米に関するものであった。パスヴォルスキーはロシア出身の国際経済学者で、反共主義者でもあり、ハル国務長官の特別補佐官も務めた。特別調査部 (SR) 部長となり、戦後計画委員会でも活躍した。バラントインは20年間日本の米国領事館に勤務した親日派のベテラン外交官で、後に国務省極東局長として SWNCC 文書の起草に携わる。原、40-41, 175-176; 五百旗頭（上）、21-22, 77, 258-260。
- 12) “T Minutes 53” 30 July 1943, *Post-WWII Foreign Policy Planning: State Department Records of Harley A. Notter, 1939-1945*, microfiche, no. 591-53, 国立国会図書館所蔵。以下、マイクロフィルムおよびマイクロフィッシュ資料はすべて国立国会図書館所蔵。原文書は米国メリーランド州カレッジパークの国立公文書館 (NARA) 所蔵。
- 13) Ibid. 原は、1910年代の上原悦二郎・1920年代の吉野作造らの立憲民主主義思想の系譜が、米国の学者の著作を通してポートンに伝わっていたことを指摘している (原、103-

対日占領政策立案過程における「再教育・再方向付け政策」の成立

- 105)。したがってポートンの思想誘導論は、戦前日本の政治思想に関する無知の上に成り立っていたわけではなく、逆に日本における民主主義思想の萌芽とそれに対する弾圧について一定の知識を有した上での意見であったと考えられる。
- 14) “T Minutes 59,” 17 December 1943, *Post-WWII Foreign Policy Planning*, microfiche, no. 591-59.
- 15) Rudyard Kipling & Wolcott Balestier, *The Naulahka: A Story of West and East* (London: MacMillan, 1982), 56.
- 16) なお、紙幅の都合でここでは取り上げなかったが、T-357 a に依拠してポートンが起草した T-381 (戦後の政治的諸問題) においても、「情報メディアの自由」の項目の下に統制の解除と情報を与えられる権利が掲げられているものの、メディアを特定情報の普及や思想誘導の手段とする考え方は見られない。もともと原は、「介入の原理としての自由」すなわち自由は普遍的重要性を持つというアメリカ側の考えが、それを保障するための内政干渉の正当化に結びついたと論じている。このことを証明するのは難しいが、「メディアの自由化」がメディアを通じた「自由の宣伝」(即ち思想誘導)へとすり替わって行った理由の説明としては説得力がある。原, 187-188。T-381 の全文は、原, 403-442 に原文および日本語訳が収録されている。
- 17) 実際には CAC は 1943 年 10 月ごろから国務省内の組織改革で次々に設置され、同年末までに 9 カ国・4 地域に達した。原, 197。
- 18) PWC-108 (CAC-116) “Japan: The Postwar Objectives of the United States in Regard to Japan” 14 March 1944, PWC documents, *Post-WWII Foreign Policy Planning*, microfilm, reel 2. (以下、PWC および IDACFE 関係の文書はすべて *Post-WWII Foreign Policy Planning* に所属する。)
- 19) PWC-108 b (CAC-116 b) “Japan: The Postwar Objectives of the United States in Regard to Japan” 4 May 1944, PWC document, microfilm, reel 2.
- 20) PWC-108 b (CAC-116 b) ; 谷川, 23。
- 21) PWC-108 (CAC-116).
- 22) PWC-108 a (CAC-116 a) “Japan: The Postwar Objectives of the United States in Regard to Japan,” 17 April 1944, PWC document, microfilm, reel 2.
- 23) “PWC Minutes,” 14 April 1944, microfiche, no. 1401-21.
- 24) 原によれば、PWC-152 と PWC-108 b とは別の系譜を引いている (PWC-108 b は T-357 a の発展形であり、PWC-152 は T-381 の発展形である) ことになっている。(原, 202-204 参照。) 憲法制定の系譜に関してはこの説明は説得力があるが、PWC-108 b が 1944 年 4 月にブレイクスリーによって起草され、翌 5 月に PWC-152 がポートンによって起草された

ことを思えば、PWC-152 シリーズがPWC-108 bをも意識して起草されたと考えた方が自然であろう。実際、T-381は注16)で示した通りメディアの「自由化」や「統制の解除」しか謳っておらず、PWC-108 a, 108 bに見られるごとく、メディアを通して「自由主義的考え」や「民主的考え」を「宣伝」あるいは「奨励」という介入的考えは含んでいない。したがってPWC-152 bに含まれる介入主義的な部分は、PWC-108 a, 108 bの方針を引き継いだものと解釈できる。

- 25) PWC-152 b (CAC-185 b) "Japan: Abolition of Militarism and Strengthening Democratic Processes," 9 May 1944, PWC documents, microfilm, reel 3.
- 26) Ibid.
- 27) PWC-288 b "Japan: Occupation: Media of Public Information and Expression," 15 November 1944, PWC document, microfilm, reel 4.
- 28) Minutes of IDACFE, Meeting no. 163, 14 November 1944, microfiche, no. 1187-138; Meeting no. 164, 15 November, 1944, microfiche no. 1187-139. ハミルトンの経歴については、Department of State, *Biographic Register of the Department of State* (Washington DC: U. S. Government Printing Office, 1945), 124-125. The United Nationsを「国連」と訳すか「連合国」と訳すかについては議論の余地がある。原によれば、1945年6月11日のSWNCC-150「米国の日本敗北後の初期対日政策」あたりが「連合国」から「国連」へと意味の「すりかえ」が行われる過渡期だったという。だとすれば、1944年11月のハミルトン発言は「連合国」（厳密には1942年1月1日の「連合国共同宣言」に加入した26カ国）、特にこの文脈ではアメリカ合衆国を中心とする連合国を指したと考えられる。原、20-21。
- 29) "Notes on PWC Meeting," 17 November 1944, Minutes of IDACFE, microfiche, no. 1187-140; 谷川, 33-34。ハーリーの肩書きについては、Department of State, *Biographic Register of the Department of State* (Washington DC: U. S. Government Printing Office, 1944), 91-92.
- 30) PWC-288 b.
- 31) "Notes on PWC Meeting," 17 November 1944, Minutes of IDACFE, microfiche, 1187-140。グリーンの肩書きについては、*Biographic Register of the Department of State* (1945), 117.
- 32) "State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East: Minutes of Meeting held in Room 4304, Munitions Building on Wednesday, 1 August 1945, at 1000," Records of SFE, Minutes of Meetings, *Post-WWII Foreign Policy Planning*, microfilm, roll 1 (以下、SWNCCおよびSFEの記録はすべて*Post-WWII Foreign Policy Planning*に所属する。); 五百旗頭(下), 108-111。
- 33) 五百旗頭(下), 99-103。発足当初のSFEメンバーはこの他に、陸軍省からストロング将軍 (General George V. Strong) とヒルドリング将軍 (General John H. Hildring), 海軍省

対日占領政策立案過程における「再教育・再方向付け政策」の成立

- からトレイン大将 (Admiral H. C. Train), 空軍からブルックス將軍 (General J. B. Brooks) であった。その後陸軍省からロバーツ准将 (Brig. Gen F. N. Roberts), 海軍省からサビン大佐 (Captain Lorenzo Sabin) とデニソン大佐 (Capt. Robert L. Dennison) に替わる。これらのコア・メンバー以外に毎回, 國務・陸軍・海軍各省から各2~4名の参加者があった。
- 34) Marlene Mayo, "Psychological Disarmament: American Wartime Planning for the Education and Re-education of Defeated Japan, 1943-1945," in Thomas Burkman (ed.) *The Occupation of Japan: Educational and Social Reform* (Norfolk: The MacArthur Memorial, 1980), 57-61. マクリーシュの経歴やカルチュラル・フロントとの関係については, Michael Denning, *The Cultural Front: The Laboring of American Culture in the Twentieth Century* (New York: W. W. Norton & Co., 1998).
- 35) SWNCC-150/4 "United States Initial Post-Defeat Policy Relating to Japan," 6 September 1945, Records of SWNCC, microfilm, roll 14.
- 36) SFE 118, "Control of Media of Public Information and Expression in Japan," 20 August 1945, Records of SFE, microfilm, Records of SFE, microfilm, roll 4.
- 37) Ibid.
- 38) 谷川, 49-58; "Memorandum for Secretary, State-War-Navy Coordinating Committee," 27 June 1946, Records of SFE, microfilm, roll 4.
- 39) それ以前には, 「再教育」や「再方向付け」の語が散発的に使われることもあったが, 多くの場合もっと曖昧な「民主的考えの奨励」や「情報や考えの流布」などといった表現が用いられていた。
- 40) SWNCC-162/D, "Positive Policy for Reorientation of the Japanese," 19 July 1945, Records of SWNCC, microfilm, roll 14; 原, 265.
- 41) Ibid. SWNCC-162/Dでもう一つ注目に値するのは, 「再教育・再方向付け」に有効な具体策として特に「女性に教育の機会均等を保障すること」が挙げられている点である。「再教育・再方向付け」のジェンダー分析については別稿でまた詳しく論じるが, ここでは女子教育が日本社会全体の変革の鍵を握るものとして, 「再教育・再方向付け」の文脈で特にアメリカ政府によって注目されていたことを指摘するに止める。
- 42) "State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East: Minutes of Meeting held in Room 4304, Munitions Building on Saturday, 4 August 1945, at 1100," Records of SFE, Minutes of Meetings, microfilm, roll 1.
- 43) "State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East: Minutes of Meeting held in Room 4304, Munitions Building on Tuesday, 21 August 1945, at 1430," Records of SFE, Minutes of Meetings, microfilm, roll 1.

- 44) "Memorandum by the State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East," 30 August 1945, Records of SFE, microfilm, roll 4; "State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East: Minutes of Meeting held in Room 4304, Munitions Building on Wednesday, 29 August 1945, at 1000," Records of SFE, Minutes of Meetings, microfilm, roll 1.
- 45) SWNCC-162/1, 30 August 1945, Records of SFE, microfilm, roll 4; "State-War-Navy Coordinating Committee: Minutes of the Meeting held in Room 200, State Department Building, on Friday, 31 August 1945, at 1030," Records of SWNCC, Minutes of Meetings, microfilm, roll 1.
- 46) "State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East: Minutes of Meeting held in Room 4304, Munitions Building on Friday, 7 September 1945, at 1415," Records of SFE, Minutes of Meetings, microfilm, roll 1.
- 47) Mayo, 44.
- 48) SWNCC-162/2 "Reorientation of the Japanese," 19 February 1946, Records of SWNCC, microfilm, roll 14.
- 49) SFE-116/5, 5 January 1946; "Representation from OIC on Interdepartmental Ad Hoc Committee on Reorientation of the Japanese," 11 October 1945, Records of SFE, microfilm, roll 4; "Representation from OIC on Interdepartmental Ad Hoc Committee on Reorientation of the Japanese," 15 October 1945, Records of SFE, microfilm, roll 4.
- 50) SFE-116/2 "Positive Policy for Reorientation of the Japanese," 3 October 1945, Records of SFE, microfilm, roll 4. 他のアドバイザーは、ロスマン氏 (Mr. Rossman, WRA); レイトン海軍少佐 (Lt. Commander Leighton); スピックス海軍少佐 (Lt. Commander Spinks) ウィルフリッド・フレイシャー氏 (Mr. Wilfrid Fleisher); ライフスナイダー司教 (Bishop Reifsneider); ジョー・ビッケル氏 (Mr. Joe Bickle), アルバート・トーマス上院議員 (Senator Albert Thomas); ローランド・S・モリス判事 (Honorable Roland S. Morris); クレア・ルース下院議員 (Congressman Clare Luce); ウォルター・ジュッド下院議員 (Congressman Walter Judd); ヒュー・デイレイシー下院議員 (Congressman Hugh De Lacy); エステス・ケフォーヴァー下院議員 (Congressman Estes Kefauver); ヘレン・ガーガン・ダグラス下院議員 (Congressman Helen Gahagan Douglas); レイ・ライマン・ウィルバー博士 (Dr. Ray Lyman Wilbur) となっている。軍人、宗教家から政治家まで、幅広いアドバイスを求めたことがわかる。
- 51) "State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East: Minutes of Meeting held in Room 4304, Munitions Building on Tuesday, 25 September 1945, at 1415," Records of SFE, Minutes of Meetings, microfilm, roll 1. ボートンはこの会議で、もう一人占領軍のスタッ

対日占領政策立案過程における「再教育・再方向付け政策」の成立

フに内定しているレブリック (Mr. Lebrick) という人物もダーギンとともに特別委員会に招聘されたとしているが、注 50) の招聘者リストの中には含まれていない。

- 52) “State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East: Minutes of Meeting held in Room 4304, Munitions Building on Tuesday, 9 October 1945, at 1415,” Records of SFE, Minutes of Meetings, microfilm, roll 1.
- 53) SFE-116/4, “Reorientation of the Japanese,” Records of SFE, microfilm, roll 4.
- 54) Ibid.
- 55) “State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East: Minutes of Meeting held in Room 4348, Munitions Building on Thursday, 27 December 1945, at 1415” ; “State-War-Navy Coordinating Subcommittee for the Far East: Minutes of Meeting held in Room 4348, Munitions Building on Thursday, 5 January 1946, at 1415,” Records of SFE, Minutes of Meetings, microfilm, roll 1.